

令和2年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和2年 9月29日 午後 1：30

○閉 会 午後 2：27

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	健康推進課長 石 井 幸 子

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------



令和2年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和2年 9月29日（3日目）午後1時30分開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第55号 潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例  
（案）について
- 日程第 2 議案第56号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）に  
ついて
- 日程第 3 議案第58号 令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について
- 日程第 4 議案第59号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）につ  
いて
- 日程第 5 議案第60号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第 6 議案第61号 令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第 7 議案第62号 令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第63号 令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）  
（案）について
- 日程第 9 認定第 1号 令和元年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 2号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第11 認定第 3号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第12 認定第 4号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計左入歳出決算の認  
定について

- 日程第 1 3 認定第 5 号 令和元年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
にいて
- 日程第 1 4 認定第 6 号 令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 1 5 認定第 7 号 令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 1 6 認定第 8 号 令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 1 7 認定第 9 号 令和元年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 0 号 令和元年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 9 陳情第 3 号 道路を拡幅し歩道設置の陳情書
- 日程第 2 0 陳情第 8 号 陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の  
採択）
- 日程第 2 1 陳情第 9 号 町内小路の整備についての陳情
- 日程第 2 2 議案第 6 4 号 令和 2 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号）（案）につ  
いて

午後 1時30分 開議

○議長（西村 武） あらためまして、皆さんこんにちは。傍聴者の皆様ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日29日付けで、議案第46号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてが追加提出されております。

議会運営委員会において、当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第9号までの採決後に日程第22として本日の本会議で取り扱うことと致しましたのでご報告致します。

ここで市長、教育長より、発言の申し出がありますのでこれを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、本定例会に追加提案致しました議案の概要について申し上げます。

令和2年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）につきましては、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えた対応として、令和2年度に限り季節性インフルエンザ予防接種の助成額を引き上げるとともに、助成対象に19歳から64歳までの方を加えるものであります。全市民が予防接種を受けやすい環境を整えることにより、インフルエンザの流行を最小限に抑えることを目的に実施するものであり、助成事業にかかる経費を盛り込んだ補正予算を追加提案するのでございます。詳細につきましては、こののち担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 初日の教育行政報告において、本市における新型コロナウイルス感染症に関する対応についてご報告をさせていただきましたが、そのうち、市内の各幼稚園、保育園、子ども園や、小中学校の主な行事等について、本日ここに追加してご報告を致します。

まず運動会関係ですが、潟上市立の各幼稚園、保育園、子ども園においては、感染症対策としてのプログラムや会場設営等を考慮したうえで、このことを事前に保護者に周知し、9月の土曜日に全7園で実施致しました。また小中学校においても同様に、感染症対策について事前に保護者に周知したうえで、東湖小学校については10月3日土曜日に学校単独で、その他の5校は9月下旬から10月上旬の平日の午前開催、中学校体育祭

は6月から10月の間にそれぞれ平日開催で実施済み、または実施予定としております。中学校3校の学校祭は9月5日に実施し、小学校の学習発表会は10月31日に、幼稚園と7園の発表会は11月ころにそれぞれ実施予定としております。いずれも感染症対策として保護者の入場制限等を設けたため、議員の皆様はじめご来賓においでいただけないことについて改めてご理解をよろしくお願い致します。

次に修学旅行については、3月の感染拡大が明らかになった時点から、教育委員会と校長会とで協議及び調整を何度か重ねたうえで、教育委員会から基本方針を示してございます。具体的には、行き先は県内や北東北3県とすること、移動は借り上げバスとすること、保護者への説明と意向の確認を十分に行うこと等の内容であり、この基本方針に基づき、各校で保護者の意見を聴取するなどの過程を経て検討を重ねました。その結果、小学校5校、中学校1校が、10月上旬までに実施または実施予定、小学校1校と中学校2校は、保護者からの意見を踏まえて実施を見送り、代わりとなる教育活動計画の充実に努めているところでございます。議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

【日程第1、議案第55号 潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（案）についてから 日程第21、陳情第9号 町内小路の整備についての陳情】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第55号、潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（案）についてから日程第21、陳情第9号、町内小路の整備についての陳情までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告のあと、条例案及び陳情等については、議案ごと質疑、討論、採決を行います。

令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和2年度各会計補正予算（案）及び令和元年度各会計決算認定については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算特別委員長の順に行います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原典男） 令和2年第3回定例会で本委員会に付託された議案

について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和2年9月14日
2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤敏雄、堀井克見、小林 悟、菅原秀雄、藤原典男
3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、  
各関係課長
4. 書 記 教育部文化スポーツ課 伊藤尚吾
5. 審査の経過と結果について。

議案第56号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第8号、陳情書、日米地域協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択。

本陳情は、我が国の安全保障並びに外交に影響を及ぼすものであり、慎重な判断が必要なことから継続とするべきとの意見があり、挙手多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） ただいま委員長から報告のありました議案第56号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（西村 武） 澤井さん。第56号に対して賛成ですね。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号、陳情書、日米地域協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定致しました。

#### 【産業建設常任委員長の報告】

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 令和2年第3回定例会で、本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和2年9月14日

出席委員 鈴木壮二、瓜生 望、西村 武、鏡 仁志、大谷貞廣

説明当局 産業建設部長、産業課長

書記には、産業建設部産業課 櫻庭智也さんを指名しております。

審査の経過と結果。

議案第55号、潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（案）について。本条例は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者が融資を受けた場合に、当該融資に係る利子相当分を補給するための財源に充てるため、基金を設置する必要があることから条例を制定するものです。

委員からは、感染症対応に係る新たな資金が創設された場合、基金条例を新たに設置するののかについての質問があり、当局からは、新たな資金の利子補給にも対応できるような条例設定とするとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、道路を拡幅し歩道設置の陳情書。

本陳情は、安全、安心にお買い物ができるよう、道路拡幅と片側歩道設置を要望しているものです。

委員からは、飯田川地区内の商店が減少しており、メルシティ潟上が買い物をする場所のメインとなっていることから、周辺市民のためにも必要であるという意見があり、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、町内小路の整備についての陳情。

本陳情は、生活道路の整備、舗装を要望しているものです。

委員からは、市道認定基準からはずれていること、通行人も少なく市内には同じような生活道路は数多くあり、すべて整備しなければならなくなるという意見があり、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第55号、潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号、道路を拡幅し歩道設置の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） この3号の意見がありというところですが、当局の意見ですか、委員の意見ですか。そこお聞きしたいです。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 委員会委員です。委員の皆さんです。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。16番大谷貞廣議員、委員長。ちょっと待ってください、大谷さん。まず1回席の方に座ってください。

今申し出がありました資料の配付の件でありますけれども、皆さんもご承知のように議会は言論の府であります。したがって、基本的にですけれども、このことから本議会では一般質問、大綱質疑、議案質疑、討論においても、参考資料の配付を許可した例はございません。したがって、資料の配付ではなく口頭で説明をお願い致します。

○16番（大谷貞廣） 陳情第3号の意思。

今戸・飯田川線109号の交通量、これについて説明するかなと思ったのだけれども、この配付すれば、ラフなのですけれども。

（「議長」の声あり）

○議長（西村 武） 今討論中なので発言は許しません。いずれ説明しますか、そうしたら私の方から。

（「そうじゃなくて」の声あり）

○16番（大谷貞廣） 終わってからのしてください。

○議長（西村 武） 終わってからです。

じゃあ、私の方から説明します。

これは、委員長には表決権というのはないので、そのためまずそれが1点と、本会議と委員会はまた別なので、大谷さんにはその討論をする資格があるということでございます。どうぞ。

○16番（大谷貞廣） ただいまの交通量の調査ということになります。ちょっとこまごまと読みますので時間かかって申し訳ありませんけれども、要するに、進行方向として国道から市道、市道から国道ということで、車両、路線バス、自転車、歩行者という順になって、皆さんにちょっとおわかりすればいいなと思います。

平成2年4月14日、10時半から11時、車両が8台、路線バスが0、自転車0、歩行者0。それから市道から国道の方になのだけれども、車両が10、路線バスが1、自転車0、

歩行者 1 と。これが平成 2 年 8 月 5 日、17時から18時、これが車両が108、路線バスが 0、自転車 4 台、歩行者 2 と。それから市道から国道。23台、路線バスが 0、自転車 0、歩行者 0。8月21日、16時から17時。車両72、路線バス 1、自転車 2、歩行者 0。市道から国道なんです、そこが。車両49、路線バスが 0、自転車 0、歩行者 0。9月8日、15時から16時。車両が47、路線バス 0、自転車 4、歩行者 0 と。市道から国道なのですけれども、車両が27、路線バスが 1、自転車が 1、歩行者 0 という今戸・飯田川線のところはこういう量に出ています。

(「平成 2 年でなくて令和 2 年のことでは」の声あり)

○ 16 番 (大谷貞廣) 令和 2 年です。ごめんなさい。ありがとうございます。

当該の一番先の起点のところなのですけれども、N T T のマンホールがあります。そこから新設の 7 号線の歩道のところまでで 72メートル、ちょっと坂なのですけれども 72メートルあります。それから、メルシティ側のドン・キホーテのところまで 400メートルあります。トータルで 472メートルあります。距離があまりにもあると思います。買い物弱者の歩行としてはあまりにも長すぎます。

また、本市の財政指標により、前年比経常収支 97.2%、プラス 1.1、市税収納率が 93.8%、プラス 0.8、財調なのですけれどもマイナス 20.2% と非常に厳しい状況にあります。

さらに新型コロナウイルスの見通しが立たない現状にあります。また、10月1日から大久保飯田川線の増便が運行されます。要は、どうやるかよりもどうあるべきかとこれに問われると思いますので、私は以上の観点から反対をするものでございます。

以上でございます。

○議長 (西村 武) 次に、原案に賛成の発言を許します。どなたかございませんか。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 3 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第 3 号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (西村 武) 賛成多数です。したがって、陳情第 3 号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第9号、町内小路の整備についての陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） この陳情採択するにあたって、委員の中で、この現場を見た方がいたのかいなかったのか、そこら辺のお話あったのか、そこら辺お聞きしたいと思えます。

○議長（西村 武） 16番大谷委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 委員の皆様はどうかわかりませんが、私何年か前からずっとあそこはどうあるべきかなと思って考えて歩いております。現状は確認してございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、よろしいですか。

○12番（藤原天男） はい。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 3号でお伺いしましたが、通行人が少なく、市内同じような生活道路が数多くあるということで、すべて整備しなければならなくなるというのは当局意見ですか、委員の意見ですか。

○議長（西村 武） 16番大谷委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） これは、委員の皆さんの一貫したご意見でございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、陳情の採決は採択について図ることになりますので、間違いのないようにしてください。

それでは、陳情第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、陳情第9号は、不採択とすることに決定しました。

【予算決算特別委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、予算決算特別委員長の報告を求めます。2番戸田予算決算特別委員長。

○予算決算特別委員長（戸田俊樹） 令和2年第3回定例会で、本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和2年9月14日、29日

出席委員 全委員

説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

書記 議会事務局、石川保則さん

審査の経過と結果について。

予算決算特別委員会に付託されました議案第58号、令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第63号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまで及び認定第1号、令和元年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和元年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを、先般9月14日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、新型コロナウイルス臨時交付金の情報クラウド事業とWEB会議システム導入事業について。

第2点として、天王ふれあい交流センター浴場の修繕について。

第3点として、空き家解体費補助金の補正について。

第4点として、ため池ハザードマップ作成業務委託料の内容について。

第5点として、WEB会議を公聴会や講演会などリモートでの導入や、将来的にコロナ後の5年後、10年後に向けての検討はしているのかについて。

第6点として、マイタウンバスの実証運行の結果についてなどの質疑に対して、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会では、すべての審議を終了致しましたので、本日29日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査結果により、本委員会に付託されました、議案第58号から議案第63号までについては、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

また本委員会に付託されました、認定第1号から認定第10号までについては、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで、予算決算特別委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第58号から認定第10号までについて、これから順次討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものまたは認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものまたは認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第58号、令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和元年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和元年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和元年度潟上市水道事業会計決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和元年度潟上市下水道事業会計決算の認定について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

【日程第22、議案第64号 令和2年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)について】

○議長（西村 武） 日程第22、議案第64号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について議題とします。

議案第64号について当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、一般会計補正予算についてご説明致します。別冊の、令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第8号）の1ページをお願い致します。

議案第64号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,954万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億2,568万8,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

補正予算の内容は、季節性インフルエンザ感染症と新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、季節性インフルエンザ予防接種費助成事業を令和2年度に限り、対象者を全市民に拡大するとともに助成額の引き上げを実施し、市民の安全安心を確保するものでございます。

歳入予算についてご説明致します。

19款1項1目繰越金は4,954万3,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算についてご説明致します。

4款1項2目予防費は4,954万3,000円の追加でございます。

10節需用費は、印刷製本費10万9,000円の追加で、19歳から64歳まで対象者を拡大した分の予診票を作成するものでございます。

12節委託料は、季節性インフルエンザ予防接種委託料4,916万4,000円の追加でございます。高齢者等への定期予防接種と生後6カ月から18歳まで及び妊婦への任意予防接種の助成額の上限を1,500円から3,000円に拡大し、さらに、これまで対象外だった19歳から64歳の方に対しても3,000円を上限として助成するものでございます。

19節扶助費は、季節性インフルエンザ予防接種費27万円の追加で、潟上市、秋田市及び男鹿南秋地区の病院・医院等以外で予防接種を受け、全額を支払った場合に3,000円を上限として助成するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今回の追加提案では全市民を対象として、しかも今までの補助額

を上げるという点では、市民も本当に喜ぶものとしてよく決断したなど私は評価致しますが、2点についてちょっと伺いたいと思います。

接種率をどのように見ているのか、何パーセントかどれくらいの人数なのか、パーセントと人数。それから期間はいつまでこれ行うのかということ。今年度に限りと言いましたけれども、期間もあると思いますのでそこら辺2つ伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の接種率でございますけれども、全市民対象ということでございますけれども、1割の方は何らかの疾病をお持ちの方で、主治医等で相談した場合に受けられない方がございますので、それ以外の方70%ということで接種率を見込んでございます。

もう一点目でございますけれども、期間でございますけれども、助成期間でございますが10月1日から令和3年2月28日までを助成期間として、その間に接種した方については助成をするということでございますのでよろしくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 接種率を70%、受けられない人もいるからということですがけれども、じゃあ人数はどのような計算で、それも聞いておりますけれども。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 失礼致しました。

人数でございますけれども、生後6カ月から12歳までの方につきましては、対象者数でいきますと2,680人でございますが、そのうちの70%ということで1,688人、これは2回受けますのでその倍が受けられるということになります。それから中学生、これが70%を計算しますと479人、高校生が70%を計算しまして573人、それから65歳以上が6,993人、19歳から64歳、これが1万427人で、生保とか非課税世帯もございますので、それが815人、すべて足しますと2万1,848人ということで見込んでおります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日定例会に付議されました議案等につきましては、すべて議了致しましたので終了致します。

ここで、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 最終日にあたりまして、皆様方に御礼とご挨拶を申し上げます。

本日の追加提案分を含めましてすべてご可決、ご認定いただきまして誠にありがとうございます。

今般、追加提案致しました件でございますが、以前の一般質問のときにもそのようなことを申し上げましたが、確認のため少し説明を加えさせていただきます。

この件につきましては検討を続けておりましたが、国からの連絡がきたのが9月11日付の事務連絡でありました。確か藤原典男議員からご質問頂戴したのが9月10日、つまり次の日に厚生労働省としてどのようなスタンスを取るかということがきました。そして我々としては、そのとき答弁でも申し上げましたが、最終的に我々事務方ではわからないので、専門家等の意見を踏まえて緊急にそこは検討するということになっておりましたが、一番憂慮すべきだったのはワクチンの数、これは国、今過去5年間で最大の6,300万人分を確保しているということが通知としてきておりますが、当然、日本の人口は1億人超えるわけですから、それでそのような数はどうかということと、このワクチンがすべからく100%安全であるということは言い切れないということでもあります。それを私ども医師会等の専門家に確認しましたところ、ワクチンの数はほぼ、彼らも絶対とは言わないわけですが、ほぼ大丈夫だろうというお言葉を頂戴するとともに、安全面に関しては、インフルエンザワクチンは毎年性能が向上しており、副作用についてもその部分については、最終的には医師の確認の上、接種するので大丈夫であろうという言葉を頂戴しました。そのようなことを勘案しまして、本日の提案に至ったわけであります。

いずれにしましても、10月1日から始まるのは国からのお願い、私どもからのお願い

もであります。65歳以上の方々、そして10月26日からは医療従事者であるとか基礎疾患をお持ちの64歳未満の方々、そういった方々を順次そういうワクチンが必要とする方がいるので、そういう面も十分に配慮してほしいということが国からも連絡がありました。

今般のコロナウイルス対策、本当に潟上市民の方々には助けられております。そして我々が要請したことは、ほぼお守りいただいているということもあって、ワクチンの数についてもそういった順番を守るということについても大丈夫であろうという判断を下して、全市民を対象にそして助成額を1,500円から3,000円に引き上げたところであります。この点につきましても、本当に全員でご可決いただいたということは大変うれしゅうございます。

いずれに致しましてもこの後もコロナ禍の中、市民の安全安心を守るべく、皆様方とまた議論を積み重ねていって、よりよい施策を提供してまいりたいと考えております。本当にありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして、令和2年第3回潟上市議会定例会を閉会します。  
長期にわたり大変ご苦勞様でございました。

---

午後 2時27分 散会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 堀 井 克 見

〃 署名議員 菅 原 秀 雄